

令和4年度	令和5年度
<p>1. 港湾・漁港工事仕様書</p> <p>1-1-1-1 適用 2. 工事仕様書の適用 受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）」及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和3年6月改正 政令第172号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>27. 工事写真 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。 なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」（平成29年1月30日付け国技建管第10号）に基づき実施しなければならない。</p> <p>1-1-1-13 調査・試験に対する協力 6. NETIS 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告しなければならない。 受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETISに登録されている技術を活用して工事施行する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成26年3月28日、国官総第344号、国官技第319号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成30年5月24日、国官総第38号、国官技第50号、国官施第4号、国総公第10号）による必要な措置をとらなければならない。 (1) 受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。 (2) 受注者は、施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、公共工事等における新技術活用システム活用・評価申請書を発注者に提出し、確認・承諾を得なければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。</p> <p>1-1-1-19 建設副産物 4. 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>1. 港湾・漁港工事仕様書</p> <p>1-1-1-1 適用 2. 工事仕様書の適用 受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）」及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和4年6月改正 政令第216号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>27. 工事写真 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。 なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」（令和3年3月26日付け国技建管第21号）に基づき実施しなければならない。</p> <p>1-1-1-13 調査・試験に対する協力 6. 新技術情報提供システム（NETIS） 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告しなければならない。 受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETISに登録されている技術を活用して工事施行する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（令和2年7月1日、国官総第20号、国官技第41号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（令和4年4月1日、国官総第185号、国官技第391号、国官施第19号、国総公第252号）による必要な措置をとらなければならない。 (1) 受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。 (2) 受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、公共工事等における新技術活用システム活用・評価申請書を発注者に提出し、確認・承諾を得なければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。</p> <p>1-1-1-19 建設副産物 4. 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所にかかげなければならない。</p>

令和4年度	令和5年度
<p>5. 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-1-20 工事完成図 受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。 ただし、各種ブロック製作等工事目的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。</p> <p>1-1-1-21 工事完成検査 1. 工事完成通知書の提出 受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-1-24 施工管理 3. 標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置しなければならない。また、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</p> <p>1-1-1-33 交通安全管理 14. 通行許可 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和3年6月改正 政令第172号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>1-1-1-35 諸法令の遵守 1. 諸法令の遵守 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。 なお、主な法令は以下に示す通りである。 (1) 会計法（令和元年 5月改正 法律第 16号） (2) 建設業法（令和元3年 6月改正 法律第 374号） (3) 下請代金支払遅延等防止法（平成21年 6月改正 法律第 51号） (4) 労働基準法（令和2年 3月改正 法律第 14号） (5) 労働安全衛生法（令和元年 6月改正 法律第 37号） (6) 作業環境測定法（令和元年 6月改正 法律第 37号） (7) じん肺法（平成30年 7月改正 法律第 71号） (8) 雇用保険法（令和23年 6月改正 法律第 5458号） (9) 労働者災害補償保険法（令和2年 6月改正 法律第 40号） (10) 健康保険法（令和32年 6月改正 法律第 5266号） (11) 中小企業退職金共済法（令和2年 6月改正 法律第 40号） (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和2年 3月改正 法律第 14号） (13) 出入国管理及び難民認定法（令和3元年 12月改正 法律第 6369号） (14) 道路法（令和32年 6月改正 法律第 49号） (15) 道路交通法（令和2年 6月改正 法律第 52号） (16) 道路運送法（令和2年 6月改正 法律第 36号）</p>	<p>5. 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>1-1-1-20 工事完成図 受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。 ただし、各種ブロック製作については工事完成図の作成・提出は要しない。また、工事目的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。</p> <p>1-1-1-21 工事完成検査 1. 工事完成通知書の提出 受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p>1-1-1-24 施工管理 3. 標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般行人等が見易い場所に、工事目的、工期、発注者名及び施工者名を記載した標示板を設置しなければならない。また、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</p> <p>1-1-1-33 交通安全管理 14. 通行許可 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和4年1月改正 政令第16号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>1-1-1-35 諸法令の遵守 1. 諸法令の遵守 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。 なお、主な法令は以下に示す通りである。 (1) 会計法（令和元年 5月改正 法律第 16号） (2) 建設業法（令和3年 5月改正 法律第 48号） (3) 下請代金支払遅延等防止法（平成21年 6月改正 法律第 51号） (4) 労働基準法（令和2年 3月改正 法律第 14号） (5) 労働安全衛生法（令和元年 6月改正 法律第 37号） (6) 作業環境測定法（令和元年 6月改正 法律第 37号） (7) じん肺法（平成30年 7月改正 法律第 71号） (8) 雇用保険法（令和4年 3月改正 法律第 12号） (9) 労働者災害補償保険法（令和2年 6月改正 法律第 40号） (10) 健康保険法（令和3年 6月改正 法律第 66号） (11) 中小企業退職金共済法（令和2年 6月改正 法律第 40号） (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和4年 3月改正 法律第 12号） (13) 出入国管理及び難民認定法（令和3年 6月改正 法律第 69号） (14) 道路法（令和3年 3月改正 法律第 49号） (15) 道路交通法（令和4年 4月改正 法律第 32号） (16) 道路運送法（令和2年 6月改正 法律第 36号）</p>

令和4年度	令和5年度
<p>(17) 道路運送車両法 (令和32年 35月改正 法律第 537号)</p> <p>(18) 砂防法 (平成25年11月改正 法律第 76号)</p> <p>(19) 地すべり等防止法 (平成29年 6月改正 法律第 45号)</p> <p>(20) 河川法 (平成令和293年 65月改正 法律第 4531号)</p> <p>(21) 海岸法 (平成30年12月改正 法律第 95号)</p> <p>(22) 港湾法 (令和2年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(23) 港則法 (令和3平成29年 6月改正 法律第 5553号)</p> <p>(24) 水路業務法 (平成30年12月改正 法律第 95号)</p> <p>(25) 漁港漁場整備法 (平成30年12月改正 法律第 95号)</p> <p>(26) 下水道法 (平成27令和3年 5月改正 法律第 2231号)</p> <p>(27) 航空法 (令和32年 6月改正 法律第 3865号)</p> <p>(28) 公有水面埋立法 (平成26年 6月改正 法律第 51号)</p> <p>(29) 軌道法 (令和2年 6月改正 法律第 41号)</p> <p>(30) 森林法 (令和2年 6月改正 法律第 41号)</p> <p>(31) 環境基本法 (平成30令和3年 65月改正 法律第 5036号)</p> <p>(32) 火薬類取締法 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(33) 大気汚染防止法 (令和2年 6月改正 法律第 39号)</p> <p>(34) 騒音規制法 (平成26年 6月改正 法律第 72号)</p> <p>(35) 水質汚濁防止法 (平成29年 6月改正 法律第 45号)</p> <p>(36) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年 6月改正 法律第 72号)</p> <p>(37) 振動規制法 (平成26年 6月改正 法律第 72号)</p> <p>(38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(39) 文化財保護法 (令和2303年 64月改正 法律第 4122号)</p> <p>(40) 砂利採取法 (平成27年 6月改正 法律第 50号)</p> <p>(41) 電気事業法 (令和2年 6月改正 法律第 49号)</p> <p>(42) 消防法 (平成30令和3年 65月改正 法律第 6736号)</p> <p>(43) 測量法 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(44) 建築基準法 (令和32年 65月改正 法律第 4337号)</p> <p>(45) 都市公園法 (平成29年 5月改正 法律第 26号)</p> <p>(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成26令和3年 65月改正 法律第 5544号)</p> <p>(47) 土壌汚染対策法 (平成29年 6月改正 法律第 45号)</p> <p>(48) 駐車場法 (平成29年 5月改正 法律第 26号)</p> <p>(49) 海上交通安全法 (平成28令和3年 65月改正 法律第 4253号)</p> <p>(50) 海上衝突予防法 (平成15年 6月改正 法律第 63号)</p> <p>(51) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和3元年 5月改正 法律第 1843号)</p> <p>(52) 船員法 (平成30令和3年 6月改正 法律第 4175号)</p> <p>(53) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成30年 6月改正 法律第 59号)</p> <p>(54) 船舶安全法 (平成29令和3年 5月改正 法律第 4143号)</p> <p>(55) 自然環境保全法 (平成31年 4月改正 法律第 20号)</p> <p>(56) 自然公園法 (令和元3年 65月改正 法律第 3729号)</p> <p>(57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和3元年 65月改正 法律第 37号)</p> <p>(58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成27令和3年 95月改正 法律第 636号)</p> <p>(59) 河川法施行法 抄 (平成11年12月改正 法律第160号)</p> <p>(60) 技術士法 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(61) 漁業法 (令和元3年 5月改正 法律第 147号)</p> <p>(62) 空港法 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(63) 計量法 (平成26年 6月改正 法律第 69号)</p> <p>(64) 厚生年金保険法 (令和23年 6月改正 法律第 4066号)</p> <p>(65) 航路標識法 (平成28令和3年 56月改正 法律第 4253号)</p> <p>(66) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年 6月改正 法律第 69号)</p>	<p>(17) 道路運送車両法 (令和4年 3月改正 法律第 4号)</p> <p>(18) 砂防法 (平成25年11月改正 法律第 76号)</p> <p>(19) 地すべり等防止法 (平成29年 6月改正 法律第 45号)</p> <p>(20) 河川法 (令和3年 5月改正 法律第 31号)</p> <p>(21) 海岸法 (平成30年12月改正 法律第 95号)</p> <p>(22) 港湾法 (令和4年 3月改正 法律第 7号)</p> <p>(23) 港則法 (令和3年 6月改正 法律第 53号)</p> <p>(24) 水路業務法 (平成30年12月改正 法律第 95号)</p> <p>(25) 漁港漁場整備法 (平成30年12月改正 法律第 95号)</p> <p>(26) 下水道法 (令和4年 5月改正 法律第 44号)</p> <p>(27) 航空法 (令和4年 6月改正 法律第 62号)</p> <p>(28) 公有水面埋立法 (平成26年 6月改正 法律第 51号)</p> <p>(29) 軌道法 (令和2年 6月改正 法律第 41号)</p> <p>(30) 森林法 (令和2年 6月改正 法律第 41号)</p> <p>(31) 環境基本法 (令和3年 5月改正 法律第 36号)</p> <p>(32) 火薬類取締法 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(33) 大気汚染防止法 (令和2年 6月改正 法律第 39号)</p> <p>(34) 騒音規制法 (平成26年 6月改正 法律第 72号)</p> <p>(35) 水質汚濁防止法 (平成29年 6月改正 法律第 45号)</p> <p>(36) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年 6月改正 法律第 72号)</p> <p>(37) 振動規制法 (平成26年 6月改正 法律第 72号)</p> <p>(38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(39) 文化財保護法 (令和3年 4月改正 法律第 22号)</p> <p>(40) 砂利採取法 (平成27年 6月改正 法律第 50号)</p> <p>(41) 電気事業法 (令和4年 6月改正 法律第 74号)</p> <p>(42) 消防法 (令和3年 5月改正 法律第 36号)</p> <p>(43) 測量法 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(44) 建築基準法 (令和4年 5月改正 法律第 55号)</p> <p>(45) 都市公園法 (平成29年 5月改正 法律第 26号)</p> <p>(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (令和3年 5月改正 法律第 44号)</p> <p>(47) 土壌汚染対策法 (平成29年 6月改正 法律第 45号)</p> <p>(48) 駐車場法 (平成29年 5月改正 法律第 26号)</p> <p>(49) 海上交通安全法 (令和3年 6月改正 法律第 53号)</p> <p>(50) 海上衝突予防法 (平成15年 6月改正 法律第 63号)</p> <p>(51) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和3年 5月改正 法律第 43号)</p> <p>(52) 船員法 (令和3年 6月改正 法律第 75号)</p> <p>(53) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成30年 6月改正 法律第 59号)</p> <p>(54) 船舶安全法 (令和3年 5月改正 法律第 43号)</p> <p>(55) 自然環境保全法 (平成31年 4月改正 法律第 20号)</p> <p>(56) 自然公園法 (令和3年 5月改正 法律第 29号)</p> <p>(57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和3年 5月改正 法律第 37号)</p> <p>(58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和3年 5月改正 法律第 36号)</p> <p>(59) 河川法施行法 抄 (平成11年12月改正 法律第160号)</p> <p>(60) 技術士法 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(61) 漁業法 (令和3年 5月改正 法律第 47号)</p> <p>(62) 空港法 (令和4年 6月改正 法律第 62号)</p> <p>(63) 計量法 (平成26年 6月改正 法律第 69号)</p> <p>(64) 厚生年金保険法 (令和3年 6月改正 法律第 66号)</p> <p>(65) 航路標識法 (令和3年 6月改正 法律第 53号)</p> <p>(66) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (令和4年 5月改正 法律第 46号)</p> <p>(67) 最低賃金法 (平成24年 4月改正 法律第 27号)</p>

令和4年度	令和5年度
<p>(67) 最低賃金法（平成24年 4月改正 法律第 27号） (68) 職業安定法（令和元年 6月改正 法律第 37号） (69) 所得税法（令和元3年 65月改正 法律第 2837号） (70) 水産資源保護法（平成30年12月改正 法律第 95号） (71) 船員保険法（令和23年 66月改正 法律第 5266号） (72) 著作権法（令和32年 6月改正 法律第 4952号） (73) 電波法（令和32年 43月改正 法律第 2319号） (74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和2年 3月改正 法律第 14号） (75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和32年 36月改正 法律第 1458号） (76) 農薬取締法（令和元年 12月改正 法律第 62号） (77) 毒物及び劇物取締法（平成30年 6月改正 法律第 66号） (78) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年 5月改正 法律第 41号） (79) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年 6月改正 法律第 35号） (80) 警備業法（令和元年 6月改正 法律第 37号） (81) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和3元年 65月改正 法律第 37号） (82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和2年 6月改正 法律第 42号） (83) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成26年 6月改正 法律第 69号） (84) 特許法（令和元年 5月改正 法律第 3号） (85) 都市計画法（平成30年 4月改正 法律第 22号）</p>	<p>(68) 職業安定法（令和4年 3月改正 法律第 12号） (69) 所得税法（令和4年 6月改正 法律第 71号） (70) 水産資源保護法（平成30年12月改正 法律第 95号） (71) 船員保険法（令和3年 6月改正 法律第 66号） (72) 著作権法（令和3年 6月改正 法律第 52号） (73) 電波法（令和4年 6月改正 法律第 70号） (74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和4年 4月改正 法律第 32号） (75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和4年 3月改正 法律第 12号） (76) 農薬取締法（令和元年 12月改正 法律第 62号） (77) 毒物及び劇物取締法（平成30年 6月改正 法律第 66号） (78) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年 5月改正 法律第 41号） (79) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年 6月改正 法律第 35号） (80) 警備業法（令和元年 6月改正 法律第 37号） (81) 個人情報の保護に関する法律（令和4年 5月改正 法律第 54号） (82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和2年 6月改正 法律第 42号） (83) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成26年 6月改正 法律第 69号） (84) 特許法（令和元年 5月改正 法律第 3号） (85) 都市計画法（平成30年 4月改正 法律第 22号）</p>
	<p>1-1-1-43 石綿使用の有無 受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。</p> <p>1-1-1-47 汚濁防止膜のカーテン引張強度の確認方法 汚濁防止膜のカーテン引張強度の確認方法は、以下によるものとする。</p> <p>①再利用品の場合</p> <p>イ) 引張試験による強度評価の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品条件：引張試験後、未使用状態で保管しているもの ・提出資料：全カーテン枚数の1割に相当する検体又は2検体のいずれか多い方について、納品前2か月以内に実施したJISL1096による引張試験の試験成績表 ・強度評価：引張試験後、未使用状態で陸上保管している期間の強度低下を考慮して、試験結果に0.8を乗じたものを強度として評価する。 <p>ロ) 使用履歴による強度評価の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品条件：既設置期間（陸上保管期間は含まない）と設置予定期間の合計が24ヶ月以内であるもの ・提出資料：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書（使用履歴と引張強度を記載した引張強度管理表） ・強度評価：「汚濁防止膜技術資料（案）」（H25.9（一財）港湾空港総合技術センター）に基づき、使用履歴（設置期間の合計）により算出したものを強度として評価する。 <p>ハ) 使用履歴（ICタグ）による強度評価の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品条件：既設置期間（陸上保管期間は含まない）と設置予定期間の合計が24ヶ月以内であるもの ・提出資料：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書

令和4年度	令和5年度
<p>1-2-3-2 掘削工</p> <p>6. 残土運搬時の注意 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。</p> <p>1-2-3-3 盛土工</p> <p>11. 採取土及び購入土運搬時の注意 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないように務めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあっても、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。</p> <p>1-2-3-7 残土処理工</p> <p>2. 残土運搬時の注意 残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないようつとめなければならない。</p> <p>1-2-4-2 掘削工</p> <p>7. 残土運搬時の注意 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民に迷惑をかけないようにしなければならない。</p> <p>1-2-4-3 路体盛土工</p> <p>14. 採取土及び購入土運搬時の注意 受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。</p> <p>1-2-4-4 路床盛土工</p> <p>16. 採取土及び購入土を運搬の注意 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。</p>	<p>・強度評価：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価証明システムにより算出したものを強度として評価する。</p> <p>②未使用品の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品条件：製造後、未使用状態で直ちに納品するもの、もしくは劣化対策を施して保管しているもの ・提出資料：カタログ等規格値及び製造年月日が確認できる資料、もしくは汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書（使用履歴と引張強度を記載した引張強度管理表） <p>1-2-3-2 掘削工</p> <p>6. 残土運搬時の注意 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように務めなければならない。</p> <p>1-2-3-3 盛土工</p> <p>11. 採取土及び購入土運搬時の注意 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように務めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあっても、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。</p> <p>1-2-3-7 残土処理工</p> <p>2. 残土運搬時の注意 残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないよう務めなければならない。</p> <p>1-2-4-2 掘削工</p> <p>7. 残土運搬時の注意 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑をかけないように務めなければならない。</p> <p>1-2-4-3 路体盛土工</p> <p>14. 採取土及び購入土運搬時の注意 受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように務めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。</p> <p>1-2-4-4 路床盛土工</p> <p>16. 採取土及び購入土を運搬の注意 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように務めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。</p>

令和4年度	令和5年度
<p>2-2-3-1 一般事項</p> <p>1. 適合規格 道路用砕石、コンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。 JIS A 5001 (道路用砕石) JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) 附属書A (レディーミクストコンクリート用骨材) JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H) なお、骨材の代替としてスラグ類(鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等)を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン」(平成30年4月)を参考にするとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書(経済産業省産業技術環境局 平成24年3月)」に示された「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「コンクリート工、コンクリート製品又は舗装工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>3-1-1-7 工事完成図書の納品</p> <p>4. 電子成果品及び紙の成果品 受注者は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」及び「北海道開発局における電子納品に関する手引き(案)」に基づいて、原則として、電子成果品を作成及び納品しなければならない。 なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合わせ簿管理ファイル及びそれらのDTDファイルは、「国土交通省CALs/EC 電子納品に関する要領・基準サイト」(http://www.cals-ed.go.jp/)において公開している「工事完成図書等に係わるDTD、XML出力例」H22.9(H23.12.27更新)を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。</p> <p>3-2-6-7 アスファルト舗装工</p> <p>4. 加熱アスファルト安定処理の規定 (12) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。</p> <p>3-2-10-1 一般事項</p> <p>1. 適用工種 本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮栈橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工(壁式)、地中連続壁工(柱列式)、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、共同溝仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>4-1-1-3 現場管理一般 1. 受注者は工事に使用する主要な船舶機械を搬入・搬出する際には、監督員に通知しなければならない。</p>	<p>2-2-3-1 一般事項</p> <p>1. 適合規格 道路用砕石、コンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。 JIS A 5001 (道路用砕石) JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) 附属書A (レディーミクストコンクリート用骨材) JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H) なお、骨材の代替としてスラグ類(鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等)を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン」(平成30年4月)を参考にするとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書(経済産業省産業技術環境局 平成24年3月)」に示された「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「コンクリート工、コンクリート製品又は舗装工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>3-1-1-7 工事完成図書の納品</p> <p>4. 電子成果品及び紙の成果品 受注者は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」及び「北海道開発局における電子納品に関する手引き(案)」に基づいて、原則として、電子成果品を作成及び納品しなければならない。 なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合わせ簿管理ファイル及びそれらのDTDファイルは、国土交通省「電子納品に関する要領・基準/DTD・XML記入例」サイト(https://www.cals-ed.go.jp/cris_dtdxml/)において公開している「工事完成図書等に係わるDTD、XML記入例」(R4.3)を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。</p> <p>3-2-6-7 アスファルト舗装工</p> <p>4. 加熱アスファルト安定処理の規定 (12) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、設計図書に関して監督職員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適切な温度を決定するものとする。</p> <p>3-2-10-1 一般事項</p> <p>1. 適用工種 本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮栈橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工(壁式)、地中連続壁工(柱列式)、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、共同溝仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工、足場工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p>4-1-1-3 現場管理一般 1. 受注者は工事に使用する主要な船舶機械を搬入・搬出する際には、週間工程表に機種及び搬入・搬出日を記載しなければならない。</p>

令和4年度

4-2-8-3 ケーン掘付工

- (5) 受注者は、ドライドックによる進水を次により行うものとする。
- ① ケーン進水に先立ち、ゲート前面を詳細に調査し、ゲート浮上及び進水作業における事故防止に努めなければならない。
 - ② ゲート浮上作業は、ゲート本体の側面及び底面への衝撃、擦り減り等を与えないよう努めなければならない。
 - ③ ゲート閉鎖は、ドック戸当たり近辺の異物及び埋没土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護に努めなければならない。
 - ④ 波浪、うねり等の大きい場合は、ゲート閉鎖作業は極力避け、戸当たり面の損傷を避けなければならない。

2. 品質の規格値及び施工管理基準

3. コンクリートの品質管理

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験結果等による判定		
コンクリート	材	必須	アルカリシリカ反応抑制剤	「アルカリ骨材反応抑制剤」(平成14年7月31日付国土交通省令第112号、国土交通省令第112号、国土交通省令第112号、国土交通省令第112号、国土交通省令第112号)		有材料を使用する場合は、工事開始前、工事1回/1ヶ月以上の試験回数が必要		○		
			骨材のふるい分け試験	JIS A1102 JIS A5005 JIS A5011-1~4 JIS A 5021	試験結果による。		工事開始前、工事1回/1ヶ月以上の試験回数が必要		○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A1109 JIS A1110 JIS A5005 JIS A5011-1~4 JIS A 5021	試験結果による。ただし、骨材の吸水率は、骨材の含水率を考慮して算出する。		工事開始前、工事1回/1ヶ月以上の試験回数が必要	JIS A5005 (骨材及び骨材) JIS A5011-1 (骨材の吸水率) JIS A5011-2 (骨材の吸水率) JIS A5011-3 (骨材の吸水率) JIS A 5011-4 (骨材の吸水率) JIS A 5021 (骨材の吸水率)		○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A1121 JIS A5005	試験結果による。ただし、骨材のすりへり率は、骨材の含水率を考慮して算出する。		工事開始前、工事1回/1ヶ月以上の試験回数が必要		○	
			骨材の粒径分級試験	JIS A1103 JIS A5005 JIS A5008	試験結果による。ただし、骨材の含水率は、骨材の含水率を考慮して算出する。		工事開始前、工事1回/1ヶ月以上の試験回数が必要		○	
			砂の有機不純物試験	JIS A1105	試験結果による。ただし、骨材の含水率は、骨材の含水率を考慮して算出する。		工事開始前、工事1回/1ヶ月以上の試験回数が必要		○	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	試験結果による。ただし、骨材の含水率は、骨材の含水率を考慮して算出する。		工事開始前、工事1回/1ヶ月以上の試験回数が必要		○	
			骨材中の粘土塊の試験	JIS A1137	試験結果による。ただし、骨材の含水率は、骨材の含水率を考慮して算出する。		工事開始前、工事1回/1ヶ月以上の試験回数が必要		○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A1122 JIS A5005	試験結果による。ただし、骨材の含水率は、骨材の含水率を考慮して算出する。		工事開始前、工事1回/1ヶ月以上の試験回数が必要		○	
			セメントの物理試験	JIS R5201	試験結果による。ただし、骨材の含水率は、骨材の含水率を考慮して算出する。		工事開始前、工事1回/1ヶ月以上の試験回数が必要		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R5202	試験結果による。ただし、骨材の含水率は、骨材の含水率を考慮して算出する。		工事開始前、工事1回/1ヶ月以上の試験回数が必要		○	

令和5年度

4-2-8-3 ケーン掘付工

- (5) 受注者は、ドライドックによる進水を次により行うものとする。
- ① ケーン進水に先立ち、ゲート前面を詳細に調査し、ゲート浮上及び進水作業における事故防止に努めなければならない。
 - ② ゲート浮上作業は、ゲート本体の側面及び底面への衝撃、擦り減り等を与えないよう努めなければならない。
 - ③ ゲート閉鎖は、**進水に先立ち**ドック戸当たり近辺の異物及び埋没土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護に努めなければならない。
 - ④ 波浪、うねり等の大きい場合は、ゲート閉鎖作業は極力避け、戸当たり面の損傷を避けなければならない。

2. 品質の規格値及び施工管理基準

3. コンクリートの品質管理

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験結果等による判定		
コンクリート	材	必須	アルカリシリカ反応抑制剤	「アルカリ骨材反応抑制剤」(平成14年7月31日付国土交通省令第112号、国土交通省令第112号、国土交通省令第112号、国土交通省令第112号、国土交通省令第112号)		有材料を使用する場合は、工事開始前、工事1回/1ヶ月以上の試験回数が必要		○		
			骨材のふるい分け試験	JIS A1102 JIS A5005 JIS A5011-1~4 JIS A 5021	試験結果による。		工事開始前、工事1回/1ヶ月以上の試験回数が必要		○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A1109 JIS A1110 JIS A5005 JIS A5011-1~5 JIS A 5021	試験結果による。ただし、骨材の吸水率は、骨材の含水率を考慮して算出する。		工事開始前、工事1回/1ヶ月以上の試験回数が必要	JIS A5005 (骨材及び骨材) JIS A5011-1 (骨材の吸水率) JIS A5011-2 (骨材の吸水率) JIS A5011-3 (骨材の吸水率) JIS A 5011-4 (骨材の吸水率) JIS A 5021 (骨材の吸水率)		○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A1121 JIS A5005	試験結果による。ただし、骨材のすりへり率は、骨材の含水率を考慮して算出する。		工事開始前、工事1回/1ヶ月以上の試験回数が必要		○	
			骨材の粒径分級試験	JIS A1103 JIS A5005 JIS A5008	試験結果による。ただし、骨材の含水率は、骨材の含水率を考慮して算出する。		工事開始前、工事1回/1ヶ月以上の試験回数が必要		○	
			砂の有機不純物試験	JIS A1105	試験結果による。ただし、骨材の含水率は、骨材の含水率を考慮して算出する。		工事開始前、工事1回/1ヶ月以上の試験回数が必要		○	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	試験結果による。ただし、骨材の含水率は、骨材の含水率を考慮して算出する。		工事開始前、工事1回/1ヶ月以上の試験回数が必要		○	
			骨材中の粘土塊の試験	JIS A1137	試験結果による。ただし、骨材の含水率は、骨材の含水率を考慮して算出する。		工事開始前、工事1回/1ヶ月以上の試験回数が必要		○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A1122 JIS A5005	試験結果による。ただし、骨材の含水率は、骨材の含水率を考慮して算出する。		工事開始前、工事1回/1ヶ月以上の試験回数が必要		○	
			セメントの物理試験	JIS R5201	試験結果による。ただし、骨材の含水率は、骨材の含水率を考慮して算出する。		工事開始前、工事1回/1ヶ月以上の試験回数が必要		○	
			セメントの化学分析	JIS R5202	試験結果による。ただし、骨材の含水率は、骨材の含水率を考慮して算出する。		工事開始前、工事1回/1ヶ月以上の試験回数が必要		○	

令和5年度 港湾・漁港工事仕様書

令和4年度

令和5年度

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験段階 による試験
アスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	篩過試験・試験法 JIS C1	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理区分ごとの管理可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び基層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が連続する場合は、以下のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び基層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満（ラングレートでは400m以上1,000m未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合計が100㎡以上のもの	○
			フィルターの粒度試験	JIS A4008	視覚 表3.3.17による	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理区分ごとの管理可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び基層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が連続する場合は、以下のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び基層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満（ラングレートでは400m以上1,000m未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合計が100㎡以上のもの	○
			フィルターの水分試験	JIS A4008	1%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理区分ごとの管理可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び基層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が連続する場合は、以下のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び基層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満（ラングレートでは400m以上1,000m未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合計が100㎡以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験段階 による試験	
アスファルト舗装	舗装管理	必須	現場密度の測定	篩過試験・試験法 試験法 JIS C218	基準密度の94%以上 X ₉₀ 99%以上 X ₈₅ 98%以上 X ₇₅ 95.5%以上 半量の基準密度については、設計図書による。	中規模以上の工事：定期的または臨時（1,000㎡につき1回） 小規模以下の工事：異常が認められたとき	・ただし、篩面積がコア採取しないコア合計量（アスファルト）は、篩面積及びコア採取量との合計量、または転圧回数による管理を行う。 ・中規模以上の工事とは、管理区分ごとの管理可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び基層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が連続する場合は、以下のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び基層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満（ラングレートでは400m以上1,000m未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合計が100㎡以上のもの	○	
			温度測定（初転圧前）	JIS B2710	110℃以上	随時	測定の間隔は、1日4回（午前・午後各2回）		
			外観検査（混合料）	目視	随時				
その他	その他		サベリ抵抗試験	篩過試験・試験法 試験法 JIS C101	設計図書による	舗設車線毎 200m毎に1回			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験段階 による試験
アスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	篩過試験・試験法 試験法 JIS C1	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理区分ごとの管理可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び基層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が連続する場合は、以下のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び基層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満（ラングレートでは400m以上1,000m未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合計が100㎡以上のもの	○
			フィルターの粒度試験	JIS A4008	視覚 表3.3.17による	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理区分ごとの管理可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び基層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が連続する場合は、以下のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び基層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満（ラングレートでは400m以上1,000m未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合計が100㎡以上のもの	○
			フィルターの水分試験	JIS A4008	1%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理区分ごとの管理可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び基層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が連続する場合は、以下のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び基層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満（ラングレートでは400m以上1,000m未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合計が100㎡以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験段階 による試験	
アスファルト舗装	舗装管理	必須	現場密度の測定	篩過試験・試験法 試験法 JIS C218	基準密度の94%以上 X ₉₀ 99%以上 X ₈₅ 98%以上 X ₇₅ 95.5%以上 半量の基準密度については、設計図書による。	中規模以上の工事：定期的または臨時（1,000㎡につき1回） 小規模以下の工事：異常が認められたとき	・ただし、篩面積がコア採取しないコア合計量（アスファルト）は、篩面積及びコア採取量との合計量、または転圧回数による管理を行う。 ・中規模以上の工事とは、管理区分ごとの管理可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び基層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が連続する場合は、以下のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び基層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満（ラングレートでは400m以上1,000m未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合計が100㎡以上のもの	○	
			温度測定（初転圧前）	JIS B2710	110℃以上	随時	測定の間隔は、1日4回（午前・午後各2回）		
			外観検査（混合料）	目視	随時				
その他	その他		サベリ抵抗試験	篩過試験・試験法 試験法 JIS C101	設計図書による	舗設車線毎 200m毎に1回			